

ひとり親家庭医療更新に伴う「所得課税証明書提出」のお願いについて

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

現在、転入者様の課税状況不明のため、8月1日以降の資格判断ができない状態です。

以下の書類のうちいずれか一つを取り寄せていただき、ご提出(郵送・FAX可)いただきますよう
ようお願い申し上げます。確認のうえ、証書を郵送いたします。

- ①: 平成31(2019)年度 市区町村民税特別徴収税額通知書のコピー
(2019年6月、勤務先から給与所得者の人に渡される)
- ②: 平成31(2019)年度 市区町村民税納税通知書のコピー
(2019年6月、課税元の市町村税務課から送られてくる)
- ③: 平成31(2019)年度 市区町村民税所得課税証明書
(課税元の市町村税務課で発行する)※

※ 市町村民税課税証明書は、課税元の市区町村役場税務課に直接行かれるか、同封の「郵送依頼書」
などを使って取り寄せてください。

① ② ③ のいずれか一つ をご提出ください。

●各市ホームページ等には具体的な「取得方法」「郵送依頼用様式」が掲載されています。
ご参照ください。

ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

周南市 次世代支援課 こども給付担当
TEL(0834)22-8460 FAX(0834)22-8351